

2020年11月17日

札幌市長 秋元克広 様

ナキウサギふぁんくらぶ 代表 市川利美

〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル

(一社)北海道自然保護協会気付

TEL 090-8276-2175 FAX 0167-38-2221

メール: fanclub@vmail.plala.or.jp

札幌駅前地下広場・憩いの空間での署名行為に関する要望と質問

経 過

私たちの会は、2013年から毎年、札幌駅前地下広場(以下、チカホ)の憩いの空間において、ナキウサギ写真展、グッズ販売、ナキウサギの天然記念物への指定を求める署名等の活動を行ってきました(7回)。

今年3月に予定していた写真展でも、署名活動も含めてチカホ利用の承認を受けていました。ただし、新型コロナの影響のため、開催は自主的に断念しました。

ところが、翌2021年3月29日の利用につき、今年10月5日に申請をしたところ、指定管理者である札幌駅前通まちづくり株式会社から、2020年10月1日に規約を改正したので、申請した活動内容から「署名集め」を外さない限り、利用承認はできないと言われました。そこで、同社に対して、承認できない旨の正式な書類を求めたところ、11月4日付で以下の内容の回答書を受領しました。

- 1 これまでもチカホで署名を行う事例はあったが、札幌市とも協議の上 2020年10月1日付で利用規約を改定し、交差点広場のみで署名の実施を可とすることとした
- 2 その理由について、
 - ①通路部分(白いタイル)へのはみ出しによる通行への支障、大声での呼びかけ、他の出展者のご利用に支障が出て苦情が発生するといった事例が増えてきたこと
 - ②署名の実施形態も多様になり、申請書の内容を事前にみて当日の状況を予測したり、個別に判断することも 困難となったこと
- 3 ただし、ナキウサギふぁんくらぶの申請は規約改正から間もないので、あくまでも今回限りの特例措置として、憩いの空間での署名実施を可とする

要望事項

私たちは、以下の理由により、今回のチカホの規約改正は不当であり、憩いの空間における署名活動を認めるように規約の変更を要望します。

- 1 チカホは、上田文雄前市長の時代に創設された他の市町村には見られない、市民にとって自由で利用しやすい優れた制度です。その目的は、規約にもあるとおり、「にぎわい創出や集客交流の活性化、新たな産業の育成及び独自の都市文化の創造を図り、市民生活の質の向上に寄与する」ことです。創設当初から認めていた市民の活動を、管理者の都合により一方的に制限することは、

チカホの理念に反します。

- 2 署名活動は、市民の意思表示、意見交換として非常に重要な活動です。
- 3 署名活動そのものは問題がある活動とは言えません。通路へのはみ出しや過度に大声を出すなどの活動態様に気を付けることでトラブルは未然に防止することが可能です。私たちは 7 回、のべ 13 日間、署名活動を行いました。問題がなかったことは管理会社も認めています。
むしろ、そうしたルールに気が付いていない市民や団体も多く、事前に注意事項を周知させることが重要だと思います。
- 4 管理会社が、署名の実施形態から事前に個別的に判断し規制することは、むしろ管理会社による恣意的な制約を可能にするため、認めるべきではありません。
- 5 署名活動を交差点広場でのみ認めるとのことですが、憩いの空間は平日で一日 7200 円なのに対して、交差点広場は 5 万円～15 万円します。市民やNGOには無理な金額です。
- 6 多くの市民や市民団体はこのたびの規約改正に気が付いていないため、後日、申請して許可されないこととなります。したがって、たまたま 10 月 5 日に申請した当会のみの特例を設けることは、極めて恣意的な運用と考えられます。

質問事項

- 1 憩いの空間における署名活動の実態について
 - 1) 過去 5 年間で実施された署名活動は、何件(何日)ですか
 - 2) 通行への障害、他の出店者の利用障害は、何件(何日)ありましたか。
具体的にどの様な態様が問題になりましたか。
行為者や団体に注意しても改善されませんでしたか。
 - 3) 過去に署名の申請があった際に、申請書の内容を事前にみて当日の状況を予測したり、個別に判断したことはありますか。その結果、事前に制約したことはありますか。
- 2 改正された規約 4 ページの[利用場所の実施可能な行為について]の一覧表は、改正前はどのような内容でしたか？
- 3 札幌市は、チカホが市民にとって大変な重要な交流・活動の場であることを認識したうえで、今後より、市民が(ルールを守った上ですが)、自由に利用しやすいを提供していく方針はお持ちですか。